

北海道空知総合振興局札幌建設管理部出張所等で使用する電力の受給契約に関する質問及び回答

No.	質問に係る公表資料の 名称及び該当箇所	質 問 内 容	回 答	回答 公開日
1	契約書（案）第8条 料金の請求及び支払	請求期間を「毎月15日まで」から「毎月30日まで」へ期間の 変更は可能か。	認めません。 原則、告示した内容のとおり契約しま す。	令和6年1月29日